平成２４年（フ）第２１７号
三重県津市藤方1758番地５　アンフィニA―２
債務者　ザンブラノ　小田川　オスカル　ミゲルこと　ＺＡＭＢＲＡＮＯ　ＯＤＡＧＡＷＡ　ＯＳＣＡＲ　ＭＩＧＵＥＬ
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２２号
三重県鈴鹿市竹野２丁目１番８号　栄和ハイツ402
債務者　田中　　聡
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４１号
三重県津市久居北口町2661番地49
債務者　岸本幸枝子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４２号
三重県津市久居旅籠町1297番地
債務者　前葉　美紀
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８０号
滋賀県蒲生郡日野町松尾５丁目22番シャインハイツヨシザワⅡ201号、住民票上の住所滋賀県東近江市一式町325番地３
債務者　酉亥重機こと　川原園洋一
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８９１号
神戸市須磨区外浜町２丁目３番28―703号
債務者　加藤　松美
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８３号
神戸市長田区梅ケ香町１丁目２番５号
債務者　藤本　茂美
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８９号
神戸市北区甲栄台４丁目６番48―32号
債務者　稲原　紫津
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９９号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町１番９号
債務者　杉本治子こと　楊　　福禮
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１０号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番30―108号
債務者　森實　孝典
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１４号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番８―508号
債務者　豊見山英一
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字三保218番地４
債務者　日原　伯子（旧姓米澤）
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１０７５号
広島市西区大宮３丁目９番12号
債務者　おっかあこと　仁多スミ子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６１号
広島市中区西平塚町６番７―502号
債務者　野見山　直
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６６号
広島市中区舟入本町７番30―1008号
債務者　飯田　仁美
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
福岡県筑後市大字西牟田1899番地
債務者　田島　里恵
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１１５号
福岡県田川郡福智町赤池648番地、前住所福岡県田川郡福智町金田1592番地１
債務者　山門　正樹
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２６号
宮城県登米市南方町三代前３、住民票上の住所宮城県登米市迫町佐沼字中江一丁目13番地４　一号棟304号
債務者　武山　由美
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所登米支部